

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1344号)

平成28年6月9日

横情審答申第1344号

平成28年6月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年6月12日道管第301号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民監査請求に基づく監査の実施について（平成26年度 道管第1050号）に添付されている、疎明資料8号証及び疎明資料9号証」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「住民監査請求に基づく監査の実施について（平成26年度 道管第1050号）に添付されている、疎明資料8号証及び疎明資料9号証」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「住民監査請求に基づく監査の実施について（平成26年度 道管第1050号）に添付されている、疎明資料8号証及び疎明資料9号証」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 住民監査請求書は、市長や市職員等による違法又は不当な財務会計上の行為等を指摘し、求める措置を記載した職員措置請求書と、その請求の趣旨を裏付ける事実証明書から形成される。職員措置請求書については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に様式が定められており、請求の要旨、住民監査請求人（以下「監査請求人」という。）の氏名・住所・職業等の記載すべき事項が規定されている。しかしながら、細かな記載方法は定められておらず、監査請求人が自由に作成することができるため、監査請求人の氏名、住所等の個人に関する情報に加え、特徴的な文章の言い回し、具体的な主張等により、個人が特定されることも考えられる。また、仮に特定の個人を識別することができない個人情報であっても、監査請求人の主義・主張が具体的に記載されているため、個人の権利利益を害するおそれのある情報である。
- (2) 住民監査請求書は、その性質から個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、その全体が情報公開条例第7条第2項第2号に該当する。職員措置請求書と事実証明書は、一体不可分の個人情報であり、これらに

記録された情報は当該情報それ自体又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。

- (3) しかしながら、「職員措置請求書」のうち、監査請求人の住所、氏名、職業及び印影等の個人が識別できる情報を除いたものと、「事実証明書」のうち、職員措置請求書に資料名の記載があり、容易に入手できるものについては、「公にされ又は公にすることが予定されている情報」であり、監査の結果として公表されている。
- (4) 本件申立文書は、住民監査請求（平成26年11月6日受付第10号。以下「本件監査請求」という。）の監査請求人（以下「本件監査請求人」という。）から平成26年11月25日に追加提出された事実証明書の一部である疎明資料8号証及び疎明資料9号証である。同日に横浜市監査事務局（以下「監査事務局」という。）で受理された後、同年11月26日付で監査事務局から監査対象局である横浜市道路局（以下「道路局」という。）に送付された。監査の実施に向けて、陳述内容及び使用する資料について起案した「住民監査請求に基づく監査の実施について（平成26年度道管第1050号）」（以下「本件決裁文書」という。）には、監査事務局から道路局への送付文に加え、疎明資料6号証から疎明資料9号証までが添付されており、道路局は平成26年11月26日に監査事務局から収受している。
- (5) 本件申立文書は、公表している職員措置請求書及び事実証明書に資料名の記載がなく、「公にされ又は公にすることが予定されている情報」でないため、平成26年12月24日の監査結果の公表においても本件申立文書の資料名は公表されていない。また、本件申立文書の内容について本号該当性を改めて検討したが、特定個人に関する情報、特定個人に対する評価等、個人に関する情報が多く含まれており、本号本文に該当する情報である。さらに、一般に公表されている情報とは認められない。したがって、情報公開条例第7条第2項第2号ただし書アに該当しないため、非開示とした。
- (6) なお、本件処分に当たっては、平成23年9月13日横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第958号（以下「審査会答申第958号」という。）及び平成24年7月24日横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1058号（以下「審査会答申第1058号」という。）を参考とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書を開示する旨の決定を求める。
- (2) 申立人は、当該住民監査請求に係る開示請求を本件請求以外にも道路局及び監査事務局に対して行ったところ、決定通知書の「非開示とする部分の概要」の記載が異なっていた。道路局の決定通知書では本件申立文書が記載されておらず、監査事務局の決定通知書では本件申立文書が記載されていた。審査会においては、本件申立文書が本件決裁文書に実際に添付されていたのか、いつ道路局が本件申立文書を収受したのか確認されたい。
- (3) 異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

ア 実施機関は「非開示とする根拠規定」及び「根拠規定を適用する理由」を誤っている。本件申立文書は、おそらく監査事務局からの通知に添付されていたものと推測される。したがって、本件申立文書は、監査事務局が法律等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得したもの、並びに道路局職員が横浜市規定等に基づいて作成した文書からなり、かつ、横浜市が保有しているものであって、情報公開条例第7条第2項第2号ただし書ウに規定する「公務員等の職務遂行に係る情報」に該当し、開示すべき文書である。

イ 本件申立文書が個人情報に該当するとしても、情報公開条例第8条に基づき一部開示すべきである。個人識別部分とそれ以外の部分を分離することは、容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるはずであり、個人識別情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないとは考えられない。

ウ 情報公開条例第7条第2項第6号を反対解釈すると、本号に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がない行政運営情報については開示すべきである。申立人は本件申立文書の表題名さえも分からないが、本件決裁文書の文書構成から、本件申立文書は、行政運営情報にも該当すると考えている。ところが、本件処分に係る非開示決定通知書にはそのような理由の主張が全くなく、この点については理由付記不備であり、違法である。

5 審査会の判断

- (1) 住民監査請求に係る事務について

横浜市では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき、住民監査請求に係る事務を行っている。

住民監査請求書が受理されると、監査委員会会議において監査の実施計画（関係資

料の要求、実地監査、監査請求人の陳述、関係人からの事情聴取の実施等)を決定する。

法第180条の5第1項第4号及び第195条の規定により設置されている監査委員は、独任制の機関ではあるものの、住民監査請求に基づく監査の決定については、監査委員の合議によることとされている。監査委員は、実施計画に基づく監査を実施し、それを通じて得た情報を総合的に判断した上で、監査委員の合議により監査結果を決定し、その結果を公表する。横浜市監査委員条例（昭和42年10月横浜市条例第36号）第6条によれば、監査結果の公表の方法は、横浜市報に登載することにより行うものとされているが、公表すべき情報については、法令等には定められていない。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件決裁文書に添付されている疎明資料8号証及び疎明資料9号証である。

本件申立文書に係る住民監査請求書は平成26年11月6日に本件監査請求人から監査事務局に提出された。また、同年11月25日に本件監査請求人から事実証明書として追加で疎明資料6号証から疎明資料9号証まで（以下「追加疎明資料」という。）が提出された。追加疎明資料は、同日に監査事務局で受理された後、同年11月26日付で監査事務局から監査対象局である道路局に送付された。その後、道路局が、本件監査請求の陳述説明資料に関する本件決裁文書に添付した追加疎明資料の一部が本件申立文書である。

実施機関は、本件申立文書全体を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示としている。そこで、当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件申立文書は本件監査請求の事案に関する事項が記載されている文書であり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職公務員である特定個人に関する情報が記載されていることが認められた。

(3) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書アでは、「法令

等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、事実証明書はその全体が個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当し、監査実施結果を市報等により公表している部分を除いては、本号ただし書アに該当しないため、本件申立文書を非開示としたと主張している。

このため、当審査会で平成28年3月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 職員措置請求書及び事実証明書は、一体不可分の個人に関する情報であることから、本件申立文書は本件監査請求人に関する情報であり本号本文に該当する。また、職員措置請求書に資料名の記載があり、添付される資料が容易に入手できるものについては開示するという監査事務局の対応に基づき検討した結果、本件申立文書は職員措置請求書に資料名の記載がなく、本件申立文書がどのような資料であるか容易に推測できないため、本件申立文書を非開示とした。

(イ) また、本件申立文書には本件監査請求人以外の特定個人に関する情報が記載されているため、非開示とした。

ウ 監査事務局は、本件監査請求を受け付け、本件監査請求人から提出された職員措置請求書及び事実証明書を保有している。また、監査事務局は本件請求と同様の開示請求を受けていることから、当審査会で平成28年3月10日に監査事務局から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件監査請求人は、平成26年11月25日に疎明資料6号証及び疎明資料7号証が資料名として記載された「証拠の提出書」と題する書面（以下「証拠の提出書」という。）及び疎明資料6号証から疎明資料9号証までを提出した。監査事務局は、本件監査請求人に対し、証拠の提出書に記載されていない疎明資料8号証及び疎明資料9号証も事実証明書として提出する趣旨であることを確認し、疎明資料8号証及び疎明資料9号証を含めた追加疎明資料を事実証明書として受理した。

(イ) 監査事務局では、審査会答申第958号及び審査会答申第1058号を考慮し、事実証明書の開示請求への対応を行っている。職員措置請求書及び事実証明書は、一体不可分の個人に関する情報であるため、事実証明書については原則として

非開示としている。ただし、職員措置請求書に資料名が明示され、かつ、添付される資料が一般に容易に閲覧・入手できる事実証明書である場合は開示としている。

- (ウ) 監査事務局は当該対応に基づき、職員措置請求書及び事実証明書は、一体不可分の監査請求人に関する情報であることから、疎明資料 8 号証及び疎明資料 9 号証は本件監査請求人に関する情報であり本号本文に該当すると判断した。

また、本件監査請求人から監査事務局に対し追加疎明資料が提出された際、証拠の提出書には疎明資料 6 号証及び疎明資料 7 号証のみが記載されていたことから、証拠の提出書に記載された当該資料のみを開示し、疎明資料 8 号証及び疎明資料 9 号証を非開示とすることとした。

- エ 実施機関及び監査事務局は、事情聴取において、疎明資料 8 号証及び疎明資料 9 号証が職員措置請求書と一体不可分の本件監査請求人に関する個人情報であるため非開示としたと説明している。

しかし、当審査会が本件申立文書を確認したところ、本件監査請求人に関連する記載は認められず、本件申立文書から本件監査請求人が特定されるとは考えられないことから、本件申立文書が職員措置請求書と一体不可分の個人に関する情報とまでは言えない。

- オ しかしながら、上記(2)で述べたとおり、本件申立文書には、本件監査請求人以外の特定期間に関する情報が記載されている。当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

そこで、次に、本号ただし書ウの該当性について検討すると、当審査会としては、当該情報は特別職公務員に関する情報ではあるが、当該公務員の単なる私事にわたる情報にすぎず、「当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報」であるとは認められなかった。したがって、本号ただし書ウには該当しない。

また、当該情報は本号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

- カ これらのことから、本件申立文書は本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして本件申立文書を非開示とした決定は、結論において、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年6月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年6月18日 (第185回第三部会) 平成27年6月25日 (第271回第一部会) 平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・諮問の報告
平成27年7月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年12月10日 (第280回第一部会)	・審議
平成28年1月14日 (第281回第一部会)	・審議
平成28年2月10日 (第283回第一部会)	・審議
平成28年2月25日 (第284回第一部会)	・審議
平成28年3月8日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成28年3月10日 (第285回第一部会)	・実施機関及び関係する機関から事情聴取 ・審議
平成28年3月24日 (第286回第一部会)	・審議
平成28年4月7日 (第287回第一部会)	・審議
平成28年4月21日 (第288回第一部会)	・審議
平成28年5月12日 (第289回第一部会)	・審議